

指定管理者候補者の選定結果について

保健衛生部保健所健康増進課所管の新潟市口腔保健福祉センターについて、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	新潟市口腔保健福祉センター
所在地	新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 新潟市総合保健医療センター4階
施設の概要	新潟市口腔保健福祉センターは、平成21年4月に設置された市民の口腔保健の向上を図ることを目的とする施設である。施設には、待合室、歯科診療室、エックス線室等があり、①日曜日、休日等における歯科救急患者の診療（以下「急患診療」という。）に関する事、②障がい者、高齢者等で一般の歯科診療所での診療が困難なものに対する、口腔内の疾患に関する診療、指導及び相談並びに摂食嚥下機能回復訓練（以下「特別診療」という。）に関する事、③そのほか、目的を達成するために必要な業務に関する事、を事業として実施している。
指定管理者申請者評価会議	委員 枝並 明男 (医療法人愛仁会亀田第一病院 事務長) 委員 斎川 克之 (社会福祉法人恩賜財団済生会支部新潟県済生会済生会新潟第二病院 地域医療連携室 室長) 委員 丸田 秋男 (新潟市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 会長) 委員 村山 伸子 (新潟県立大学 教授) 委員 和田 健治 (新潟市地域包括支援センター姥ヶ山 センター長)
指定管理者(候補者)	一般社団法人 新潟市歯科医師会 代表者 会長 岡田 匠 住 所 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 新潟市総合保健医療センター4階
指定期間(予定)	平成26年4月1日～平成31年3月31日
選定理由	新潟市口腔保健福祉センターの指定管理者選定にあたっては、非公募により実施し、一般社団法人新潟市歯科医師会により指定申請書の提出を受けた。 評価会議において、応募者から提出を受けた事業計画書等について、施設の平等利用が確保されること、施設の効用が最大限に発揮され、管理経費の縮減が図られること、事業計画に沿った管理を安定して行う能力があることを選定基準に評価を行った。その後、評価会議における各委員からの意見と評価結果を参考に総合的に検討した結果、特に障がい者等歯科診療において、会員一般歯科診療所のネットワークを活用し、多くの市民に対し、在宅も含めた歯科保健医療の提供が見込めたため、上記の候補者が最適であると判断し選定した。
スケジュール	第1回評価会議 7月2日 書面による意見聴集 7月16日～29日 ※仕様書・選定基準の決定 申請受付 8月7日～27日 第2回評価会議 9月6日 今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。
所管部署(問い合わせ先)	保健衛生部 保健所健康増進課 母子・歯科保健係 TEL: 025-212-8157 (直通) E-mail: kenkozoshin@city.niigata.lg.jp